CPD ニュースレター第1号



情報発信に向けて

農業土木技術者継続教育機構 機構長 佐藤 寛

日頃より当機構の運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。お陰様で会員数も,約7,700名までに増加し,建設系 CPD 協議会と相互承認の準備を進めるなど,活発に活動しております。しかしながら,学会員に対する機構の情報の発信が不十分であるとの意見があり,農業土木学会誌に機構の広報ページを設けることで機構の活動内容を継続的に伝えていくこととしました。これからは,継続教育に関わる運営状況,認定プログラム,CPD 単位取得,各委員会の活動状況等の情報をお伝えすることとしておりますので,よろしくお願い致します。

1. 運営状況の報告

(1) 運営体制

当機構は,機構長のもとに評議会,運営委員会,評価委員会,地方委員会の4つの組織で運営しています。評議会は森田 JIID 理事長を議長として12名の議員,運営委員会は小前農工研企画調整部長を委員長として17名の委員,評価委員会は内田神戸大学教授を委員長に18名の委員,地方委員会は北海道から九州に至る8つの支部から構成されて総勢地方委員会は173名の委員で構成されています。

(2) 個人会員

2006年1月末現在で会員数は7,665名となってい

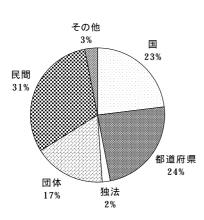


図 1 個人会員の内訳

 極的な参加をお願いします。会員には年一回取得単位 の通知により蓄積した技術力向上履歴の証明を行って います。

(3) 特別会員数

研修等のプログラムを申請し,認定されると一定の CPD 単位を有する研修を開催できる特別会員は,2006年1月時点で114団体となっています。内訳は,国の機関が10,県9,独法2,団体68,民間25,大学1となっています。

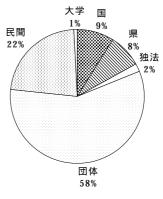


図 2 特別会員の内訳

(4) 継続教育の実績

特別会員から申請のあった研修等プログラム数は2004年度で1,340件であり,認定されたプログラム数は1,216件となっています。初期の段階では認定率が7割を下回っていましたが,最近は9割前後まで上昇しています。また,1プログラム当たりのCPD単位数は,最近3年間で7から9ポイント程度となっています。

個人会員の継続教育の記録は,記録ノートにより提出を受けて,審査して単位数が認定されていますが, 記録ノートを提出した結果からみると一人当たり平均30ポイント程度となっています。

また,個人会員がどのような手段で CPD 単位を取得しているかをみると,認定プログラムの受講が過半数を占め,技術書の執筆,研修の講師,非認定プログラムの受講などが7%程度となっています。なお,

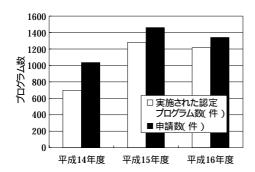


図 3 特別会員申請の研修プログラム数

その他の 17% には論文や口頭発表,技術的な委員会への参加 特許取得,自己学習などが含まれています。また,機構では継続教育の内容について分野を定め,どのような分野の継続教育がなされているかを調査しています。

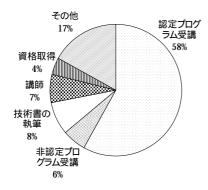


図 4 個人会員の CPD 単位取得プログラム

大きくは,一般共通分野,専門技術分野,専門管理分野の3分野に分かれ,さらに一般共通分野は倫理,環境,技術動向等の11分野に,専門技術分野は生産基盤,生活環境,地域管理等の10分野に,専門管理分野は科学技術動向等の4分野に分類しています。2004年度の傾向では専門技術分野が約7割を占めています。

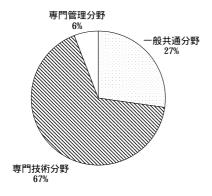


図 5 CPD 取得分野

2. 通信教育制度の試行に参加を

継続教育制度は本格的な運用開始後現在5年目に入り、前述のように会員数も約7,700名の状況となっています。しかしながら、業務の多忙や研修機会の不足などにより、農業土木学会員等を主体に気軽に研鑽できる通信教育制度の創設が求められていました。このため、技術力向上と継続教育単位の取得向上のため、通信教育制度の試行が2005年10月より開始されています。ご存知でしょうか。この方法は、農業土木学会誌を活用して、3カ月前の学会誌の報文から20問の択一式問題を掲載し、メールにより回答して次々号に正解を掲載するというものです。この制度はいつでも参加でき、年間では12~最大18ポイントのCPD単位が取得できます。現在通信教育の会員を募集していますので、積極的な参加をお願い致します。詳しくはホームページを参照願います。

3. 発注者支援いよいよ本番

機構の個人会員には、CPD 取得単位数が非常に少ないものが見受けられますが、特に発注者である国、都道府県の会員にその傾向が強いものがあります。この原因は積極的に CPD 単位を取得することに対するメリット、あるいはインセンティブが感じられないと考えていることにあると思われます。 民間の技術者にはプロポーザル方式や VE 方式等の入札条件に継続教育に関わる資料の提出が求められつつあり、関心も強いのですが、発注者に関してはそこまで到達していません。 しかしながら、落札価格の低下に端を発した「公共工事の品質確保の促進に関する法律(いわゆる品質確保法)」が 2005 年4月に施行され、公共工事の発注には重責が課せられています。

2005年11月号の日経コンストラクションをみると,次のような情勢が報告されていました。品質確保法では技術力なども踏まえた発注者の選定のほか,図面の作成から工事の監督や検査までの体制整備を発注者に求めています。以前から技術者不足が指摘されている市町村は事態が深刻で,国土交通省や県では発注者を支援する機関や技術者の認定制度を作るなど急ピッチで対策を進めており,技術者の技術力向上の研鑽履歴が一つの重要な役割を果たしていくものと考えられます。

国,都道府県など発注者の立場にある技術者の方々は 認識を改める時期に来ているのではないでしょうか。

[2006 2 28 受稿]